

- スウェーデンのストックホルム市では、自治体が、電磁波過敏症の発症者に対し、より電磁波漏えいの少ない電化製品への交換や、遮蔽フィルムを貼ったり塗料を塗ったりといったリフォーム費用を負担または補助しており、さらには、電磁波過敏症の発症者が働き続けられるように雇用主にも対策を求めているという。
- 欧米では疫学調査に基づき、低周波の規制値を四～十ミリガウスまでとしているのに対し、日本では千ミリガウスとしている。
- 世界保健機関は、低周波の新環境保健基準を発表し、この中で四ミリガウス以上での小児白血病のリスクを認めている。
- 高周波の規制値は、欧州などでは、一平方センチメートルあたり〇・一～十マイクロワットとされているのに対し、日本は千マイクロワットとされている。欧州などのように予防原則の立場から、より厳しい規制に改める必要がある。
- 携帯電話の電磁波を規制する動きとして、比吸収率（SAR）という安全基準が設けられている。フランスの法律では「フランス国内で販売される全ての携帯電話は、比吸収率（SAR）をフランス語で明確に表示しなければならない。また、通話中の頭部への電波ばく露を制限する付属品の使用推奨にも言及しなければならない。」とされている。日本でも総務省令により、毎キログラム当たり二ワットの許容値を満たすことが義務づけられてはいるが、一般的にこの比吸収率（SAR）について知られていないのが現状である。携帯電話購入の際の検討要素として、この比吸収率（SAR）も、より周知されるようにすべき。
- フランスでは、電磁波による子供の健康への影響を考慮して「保健省は、六歳以下の子ども向けの電波放射機器の販売または無料配布を禁止する法律を制定することができる。」と法律で定められている。
- ロシアの国立非電離放射線防護委員会は「十六歳以下の子供は携帯電話を使うべきではない」と述べている。
- イギリスの国立放射線防護委員会は「八歳未満の子供には携帯電話を使わせないように」と
- カナダのトロント市公衆衛生局は「八歳以下の子供達には固定電話を」、
- アイルランドのアイルランド医師環境協会は「十六歳以下の子供には携帯電話を使用させないように」と、携帯電話の子供達の体への影響を考慮した規制・勧告・要請を行っている。

◎国内での条例

岩手県滝沢村では、電磁波や低周波による影響などの調査研究や規制について「滝沢村環境基本条例」が施行されており、全国の他の市町村においても、携帯電話基地局の設置に関する条例などが施行されている。

宮崎県小林市において、保育園児に鼻血が止まらない園児が続出、2014年12月議会で全国発の快挙 電磁波条例勝ち取る！携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に係る条例が可決された。

これら海外の規制値等をを政府に質問していたが、翌年政権交代し、この質問以降も変化が見られず電磁波の健康への悪影響は忘れ去られている。